

全住協 第208号  
平成27年9月24日

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会  
事務局 長 松 岡 隆 貞

すまい給付金の申請期限について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、「すまい給付金」の申請期限は、住宅の引渡しから1年3か月となっておりますが、平成26年4月に引渡しを受けた住宅取得者から順次申請期限を迎え、国土交通省より別紙のとおり申請漏れ対策について協力依頼がありました。

つきましては、貴社担当者へ申請期限について周知いただくとともに、本年2月より実施している「すまい給付金申請サポート」(<http://www.zenjukyo.jp/member/data/150206sumaikyuhu.pdf>よりダウンロード) や制度チラシの活用等により、申請漏れ対策を徹底いただきますようご協力をお願い申し上げます。

なお、「すまい給付金制度チラシ」、「サポートはがき送付依頼書」は、協会ホームページ(<http://www.zenjukyo.jp/>)よりダウンロードするか全住協事務局へご請求ください。

敬 具

\* お問い合わせ 一般社団法人 全国住宅産業協会 事務局 澁田、嘉屋本 (かやもと)

TEL 03-3511-0611

事務連絡

平成27年9月18日

一般社団法人 全国住宅産業協会 御中

国土交通省住宅局住宅生産課長

すまい給付金の申請期限について  
(協力依頼)

平素は住宅行政にご協力頂き大変ありがとうございます。

平成26年4月より実施しております「すまい給付金」については、申請期限を3ヶ月延長し、住宅の引渡しから1年3ヶ月とすることとしております。

平成27年7月末に消費税率引上げ後1年3ヶ月が経過し、制度が開始された平成26年4月に引き渡しを受けた住宅取得者から順次申請期限を迎えておりますが、期限間際に相談されるケースが見られるなど、今後、期限を超過して給付できない事例が生じることが懸念されます。

つきましては、貴団体所属の企業に対し、改めて申請期限について周知いただくとともに、本年2月より開始しております申請サポートや制度チラシの活用等により、申請漏れ対策を徹底いただきますよう注意喚起について御協力をお願いします。

《本件に係る問い合わせ先》

国土交通省住宅局住宅生産課

電話 : 03-5253-8111

夜間直通 : 03-5253-8510

担当 : 企画専門官 豊嶋太朗 (内線39463)

係長 原口統 (内線39448)

《申請サポートや制度チラシに係るお問い合わせ先》

すまい給付金事務局 0570-064-186

(受付時間: 9時~17時 / PHS や一部の IP 電話からは 045-330-1904)

※「サポートはがき」のご請求は、別紙の送付依頼書をご活用下さい。

 国土交通省 からののお知らせ

申請期限は  
引渡しから1年3ヶ月以内です。  
(当面の間)

消費税率8%で住宅を購入された方へ

最大30万円が受け取れる  
(消費税率8%時)

「すまい給付金」

●申請は、

- 確定申告とは別に、
- 専用の申請書類にて、
- 全国の専用の窓口か、郵送にて行います<sup>(※)</sup> (詳細裏面)。

●申請期限は引渡しから1年3ヶ月以内です。<sup>(※)</sup>

(※) 当面の間



「わたしは  
もらえるの？」

といった素朴な疑問  
から、申請書の入手方法、  
記入サポートまで  
何でもお応え  
します。

申請の要件・方法など、ご不明な点は  
お気軽にお問い合わせください！

ナビダイヤル  
(通話料が  
かかります)

0570-064-186

(受付時間：9時～17時 ※土・日・祝含む / PHSや一部のIP電話からは☎045-330-1904)

詳しくはホームページでも すまい給付金事務局…<http://sumai-kyufu.jp>

尚、東日本大震災で被災された方が、住宅を再取得する際には「住まいの復興給付金」が利用できます。詳しくは事務局までお問い合わせください。(すまい給付金と重複申請はできません)

お問い合わせ先 TEL：0570-200-246 (受付時間：9時～17時 ※土・日・祝含む)

# 「すまい給付金」のポイント

※要件等の詳細はナビダイヤル、もしくはホームページでご確認ください。

## ■申請方法／期間／受取方法

 **申請方法**

書類を郵送する郵送申請と直接窓口にお越しただく窓口申請があります。(確定申告とは別に行います)

 **申請期間**

申請は引き渡しから1年3ヶ月以内が期限<sup>(※)</sup>です。  
(※) 当面の間

 **給付金 受取**

申請後、約1.5～2ヶ月で現金が振り込まれます。

## ■申請対象者／対象物件

 **共有者**

持分を共有していれば、配偶者の方でも受け取ることができます。

 **現金購入もOK**

ローンを組まれた方はもちろん、現金で購入された方も対象となります。

 **中古も対象**

中古住宅(個人間売買除く)も対象です。

 **ローン減税**

住宅ローン減税と併用できます。  
(すまい給付金とは別の手続きが必要です)

## ■給付額

 **給付額**

収入に応じて最大30万円受け取れます。

 **持分割合**

持分を共有している場合は持分割合を乗じた金額に。

| 消費税率<br>8%時 | ※収入額の目安 | 425万円以下     | 425万円超475万円以下 | 475万円超510万円以下 |
|-------------|---------|-------------|---------------|---------------|
|             | 給付基礎額   | <b>30万円</b> | 20万円          | 10万円          |

※収入額の目安は、扶養対象となる家族が1人(専業主婦、16歳以上の子どもなど)の場合をモデルに試算した結果です。

(例) 収入450万円・持分50%のAさんの場合

$$\text{給付基礎額} \mid 20\text{万円} \times \text{持分割合} \mid 50\% = \text{給付額} \mid 10\text{万円}$$

## 申請先

書類を郵送する郵送申請と直接窓口にお越しただく窓口申請いずれかをお選びいただけます。

**郵送申請** 郵送先: 〒115-8691 赤羽郵便局 私書箱38号すまい給付金申請係

**窓口申請** 各都道府県のすまい給付金申請窓口(すまい給付金ホームページから検索できます)

※住宅事業者等が、申請手続きを代行する手続代行も可能です。

※申請には住宅ローン減税の申請と一部重複する書類が必要となります。

●詳しくはすまい給付金事務局までお問い合わせください。

FAX 03-6264-2396

すまい給付金申請サポート  
返信付きはがき 送付依頼書

下記に記載の上、FAXにてお申し込みください。

すまい給付金事務局 御中

申込日 平成 年 月 日

| 【返信付きはがき送付先】             |                          |                          |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 会社名：                     |                          |                          |
| 支店名：                     | 担当者：                     |                          |
| 住所：〒                     |                          |                          |
| 電話：                      | FAX：                     |                          |
| 【必要部数】                   |                          |                          |
| 対象引渡期間                   | 平成 年 月 ～ 平成 年 月          |                          |
| 新築住宅用<br>(完成後1年以内の未入居住宅) | (切手が <u>必要</u> な部数)<br>部 | (切手が <u>不要</u> な部数)<br>部 |
| 中古住宅用<br>(新築住宅以外のもの)     | (切手が <u>必要</u> な部数)<br>部 | (切手が <u>不要</u> な部数)<br>部 |

- ※ 新築住宅・中古住宅の別にご注意の上、郵送または手渡しにて住宅取得者にお渡しください。  
(新築住宅・中古住宅を誤ってお渡しされますと、異なる申請様式が送付されてしまいます。)
- ※ 本はがきを住宅事業者から住宅取得者に対し郵送される場合は「切手要」にて、手渡しされる場合は「切手不要」にてご請求ください。
- ※ 取得した個人情報、本依頼の事務に必要な範囲以外使用しません。
- ※ 住宅瑕疵担保責任保険法人より同種の依頼があった場合は、いずれか一方にご対応ください。

すまい給付金 申請サポート返信付きはがきの送付に関するお問い合わせ先  
すまい給付金事務局 0570-064-186  
(受付時間：9時～17時/PHS や一部の IP 電話からは 045-330-1904)